11　前項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、同項の贈与者の死亡の日において受贈者が次に掲げる場合に該当する場合（第二号又は第三号に掲げる場合に該当する場合にあつては、当該受贈者がその旨を明らかにする書類を同項第一号の規定による届出と併せて提出した場合に限る。）には、適用しない。

一　二十三歳未満である場合

二　学校等に在学している場合

三　教育訓練（雇用保険法第六十条の二第一項に規定する教育訓練をいう。次項において同じ。）を受けている場合

第七十条の二の三第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「この項及び第四項」を「この項、第四項及び第十五項第三号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該個人の当該信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千万円を超える場合は、この限りでない。

第七十条の二の三第二項第一号イ及び第三号中「前項」を「前項本文」に改め、同項第四号中「第四項」を「第四項本文」に、「前項」を「前項本文」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項本文」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該受贈者の当該信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千万円を超える場合は、この限りでない。

第七十条の二の三第六項中「第一項」を「第一項本文」に、「同項」を「同項本文」に改め、同条第七項中「第一項の」を「第一項本文の」に、「同条第一項」を「同条第一項本文」に、「の第一項」を「の第一項本文」に改め、同条第十項中「）が第一項」を「以下この項及び第十五項第三号において同じ。）が第一項本文」に、「同項の」を「同項本文の」に改め、同条第十五項に次の一号を加える。

三　受贈者が贈与者から第一項本文の規定の適用に係る信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の当該受贈者の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千万円を超えること。

第七十条の二の五第一項及び第二項並びに第七十条の二の六第一項及び第二項中「二十歳」を「十八歳」に改める。

第七十条の二の七第一項中「第七十条の七の五第一項」を「第七十条の六の八第一項」に、「特例対象受贈非上場株式等」を「特例受贈事業用資産」に、「特例経営承継受贈者」を「特例事業受贈者」に、「同条第二項第六号」を「同条第二項第二号」に、「特例贈与者」を「贈与者」に改め、）の」の下に「直系卑属である」を加え、「二十歳」を「十八歳」に改め、同条第二項中「特例経営承継受贈者」を「特例事業受贈者」に、「特例贈与者」を「贈与者」に、「特例対象受贈非上場株式等」を「特例受贈事業用資産」に改め、同条第三項中「特例経営承継受贈者」を「特例事業受贈者」に、「第七十条の七の五第二項第九号ロ」を「第七十条の六の八第四項」に、「特例贈与者」を「贈与者」に改め、同条第四項中「特例経営承継受贈者」を「特例事業受贈者」に、「特例贈与者」を「贈与者」に改める。

第七十条の二の七の次に次の一条を加える。

第七十条の二の八　前条の規定は、贈与により第七十条の七の五第一項に規定する特例対象受贈非上場株式等を取得した同項の規定の適用を受ける同条第二項第六号に規定する特例贈与者をいう。以下この条において同じ。）の直系卑属である推定相続人以外の者（その特例贈与者の孫を除き、その年一月一日において十八歳以上である者に限る。）であり、かつ、その特例贈与者が同日において六十歳以上の者である場合について準用する。

第七十条の四第二十九項中「に中断し、当該届出書の」を「から当該届出書の提出期限までの間は完成せず、当該」に、「進行する」を「その進行を始める」に改める。

第七十条の四の二第一項第一号中「規定する農地中間管理事業」の下に「（同項第五号に掲げる業務を行う事業を除く。）」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項第二号中「又は第三号」を削る。

第七十条の六第三十四項中「に中断し、当該届出書の」を「から当該届出書の提出期限までの間は完成せず、当該」に、「進行する」を「その進行を始める」に改める。

第七十条の六の二第一項第一号中「規定する農地中間管理事業」の下に「（同項第五号に掲げる業務を行う事業を除く。）」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第七十条の六の六第十二項及び第七十条の六の七第十項中「に中断し、当該届出書の」を「から当該届出書の届出期限までの間は完成せず、当該」に、「進行する」を「その進行を始める」に改める。

第七十条の六の七の次に次の三条を加える。

（個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除）

第七十条の六の八　特定事業用資産を有していた個人として政令で定める者（既にこの項の規定の適用に係る贈与をしているものを除く。以下この条及び次条において「贈与者」という。）が特例事業受贈者にその事業に係る特定事業用資産の全て（当該特定事業用資産の全部又は一部が数人の共有に属する場合には、当該贈与者以外の者が有していた共有持分に係る部分を除く。）の贈与（平成三十一年一月一日から平成四十年十二月三十一日までの間の贈与で、最初のこの項の規定の適用に係る贈与及び当該贈与の日その他政令で定める日から一年を経過する日までの贈与に限る。）をした場合には、当該特例事業受贈者の当該贈与の日の属する年分の贈与税の申告書（相続税法第二十八条第一項の規定による期限内申告書をいう。以下この条において同じ。）の提出により納付すべきものの額のうち、当該特定事業用資産で当該贈与税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの（以下この条及び次条において「特例受贈事業用資産」という。）に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、当該贈与者（特例受贈事業用資産が当該贈与者の第十四項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係るものである場合における当該特例受贈事業用資産に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、この項の規定の適用を受けていた者として政令で定めるものに当該特例受贈事業用資産に係る特定事業用資産の贈与をした者。第十四項において同じ。）の死亡の日まで、その納税を猶予する。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定事業用資産　贈与者（当該贈与者と生計を一にする配偶者その他の親族及びこれらに類するものとして政令で定める者を含む。次号ト及び第十項において同じ。）の事業（不動産貸付業その他政令で定めるものを除く。以下この条及び次条第七十条の六の十において同じ。）の用に供されていた次に掲げる資産（当該贈与者の前項の規定の適用に係る贈与の日の属する年の前年分の事業所得（所得税法第二十七条第一項に規定する事業所得をいう。以下この条及び第七十条の六の十において同じ。）に係る青色申告書（同法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書をいい、第二十五条の二第三項の規定の適用に係るものに限る。次項第四号及び第五号において同じ。）の貸借対照表に計上されているものに限る。）の区分に応じそれぞれ次に定めるものをいう。

イ　宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいい、財務省令で定める建物又は構築物の敷地の用に供されているもののうち政令で定めるものに限る。）　当該宅地等の面積の合計のうち四百平方メートル以下の部分